

## 序章 | 産業振興マスタープランの策定にあたって

## 序章 産業振興マスタープランの策定にあたって

### 序1 計画策定の背景と目的、位置づけ

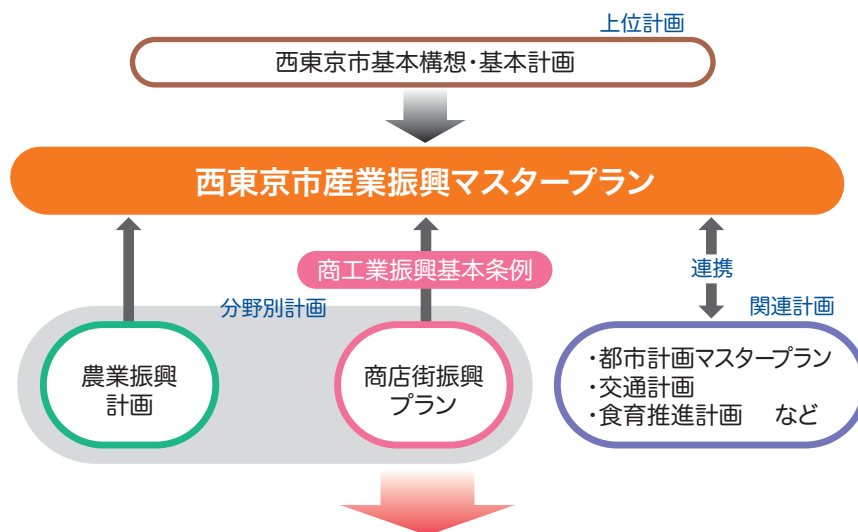
平成 13 年1月21 日に、旧田無市と旧保谷市が合併して誕生した西東京市は、平成23 年1月  
に10 周年を迎えました。本市は、この10 年の間に、工場が撤退した跡地に大規模な集合住宅  
等が建設されたことなどにより、人口が増加し、20 万人都市となるのも目前に迫っています。

一方、産業を取り巻く環境に目を向けると、平成 20 年に「中小企業者と農林漁業者との連  
携による事業活動の促進に関する法律\*」が、また、平成 21 年に「商店街の活性化のための地域  
住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(通称：地域商店街活性化法\*）」が施行された  
ほか、平成 22 年には立川市・昭島市にまたがる場所に「産業サポートスクエア・TAMA」が開設  
され、(財) 東京都中小企業振興公社、(地独) 東京都立産業技術研究センター(多摩テクノプラザ  
に改称)、東京都商工会連合会などが立地するなど、産業振興を支援する法制度や施設の整備が  
進められています。

このような状況のもと、本市は、「西東京市の産業のこれから」の礎となすべく、「西東  
京市産業振興マスタープラン」(以下「産業振興マスタープラン」という。)を作成いたしました。

この産業振興マスタープランは、西東京市基本構想・基本計画を上位計画とする分野横断  
的な産業振興に関するビジョンであり、西東京市商工業振興基本条例\*及び個別の産業分野の  
計画と整合するとともに、産業振興に関連する各種計画と連携を図りつつ、本市の産業振興  
の方向性を定めています。なお、西東京市商店街振興プランは、産業振興マスタープランに包含  
します。

図 1 計画の位置づけ

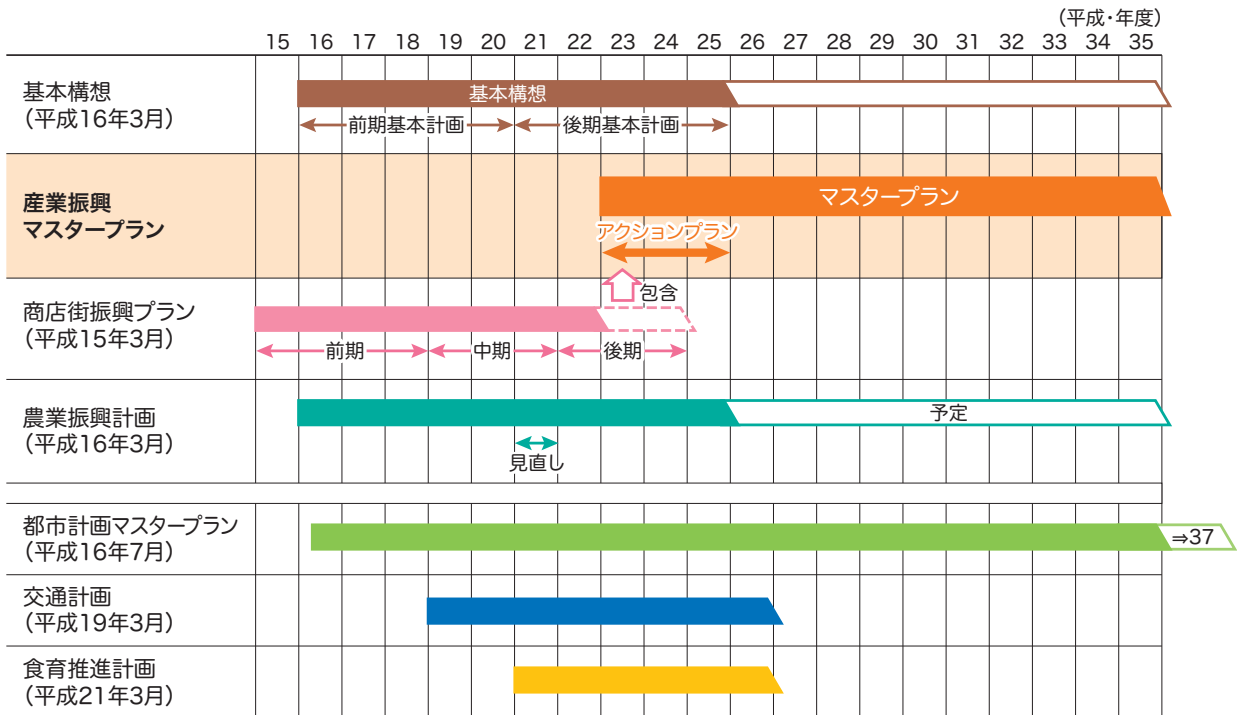


産業を総合的に振興して、市内のにぎわいと活力を生み、  
基本構想に掲げる『**活力と魅力あるまちづくり**』を実現に導く

## 序2 計画の期間

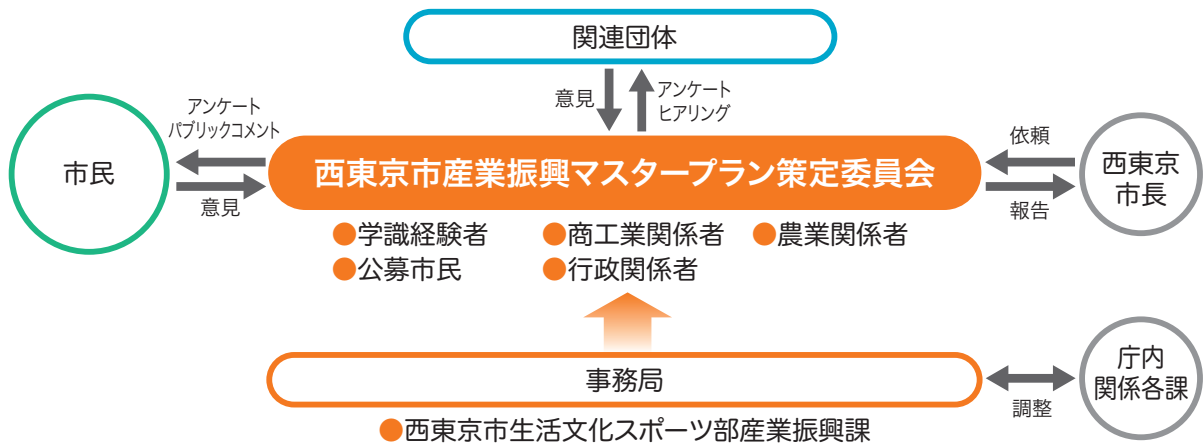
産業振興マスタープランの計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 13 年間とします。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

表 1 産業振興マスタープラン及び上位・関連計画の計画期間



## 序3 策定体制

図 2 策定体制



## 序4 産業振興マスタープランの構成

序章 計画策定の背景と目的、位置づけ、計画の期間など

### 第1章 産業振興でめざすもの

- ・ 産業振興でどんな効果をあげようとするのか
- ・ どんな考えのもと、産業振興に取り組むのか



- ・ どんな問題・資源があり、どんな対応が求められるか
- ・ 課題の解決に、どう取り組むか



- ・ 産業振興でめざす姿



- ・ 実現にむけての進め方

### 第2章 産業振興をすすめるための施策

- ・ 施策の体系

- ・ 産業分野別の振興方針

- ・ 分野横断的な方針

### 第3章 アクションプラン

- ・ アクションプランの選定

- ・ 産業分野別のアクションプラン

### 第4章 策定の経過